

平成 31 年 1 月 11 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎 俊博 殿

SBIアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 梅本 賢一 ⑩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

- ① 資本金の額（平成 30 年 12 月末日現在）
委託会社の資本金の額は金 4 億 20 万円です。
- ② 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は 14 万 6,400 株です。
- ③ 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は 3 万 6,600 株です。
- ④ 最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

② 投資運用の意思決定機関

(イ) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

(ロ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

(ハ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

(ニ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

(ホ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成30年12月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	56	240,409
単位型株式投資信託	2	5,898

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の財務諸表については、優成監査法人による監査を受けております。

また、第33期事業年度に係る中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	714,332
前払費用	31,662
未収委託者報酬	581,481
その他	14,621
流動資産合計	1,342,098
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 11,977
器具備品	※1 2,588
有形固定資産合計	14,565
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	4,822
商標権	1,369
無形固定資産合計	6,259
投資その他の資産	
投資有価証券	872,429
関係会社株式	127,776
長期差入保証金	19,856
繰延税金資産	44,915
その他	1,836
投資その他の資産合計	1,066,813
固定資産合計	1,087,638
資産合計	2,429,737

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	4,981
未払金	422,430
未払手数料	385,319
未払法人税等	104,916
未払消費税等	※2 14,524
流動負債合計	546,853
負債合計	546,853
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,538,891
利益剰余金合計	1,568,903
株主資本合計	1,969,103
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△86,219
評価・換算差額等合計	△86,219
純資産合計	1,882,883
負債純資産合計	2,429,737

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日)
営業収益	
委託者報酬	1,824,636
営業収益合計	1,824,636
営業費用	1,345,793
一般管理費	※ 153,693
営業利益	325,149
営業外収益	1,163
営業外費用	284
経常利益	326,027
特別損失	2,863
税引前中間純利益	323,163
法人税、住民税及び事業税	97,159
法人税等調整額	2,489
法人税等合計	99,648
中間純利益	223,514

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
建物	458千円
器具備品	4,333千円

※2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	752千円

無形固定資産

987 千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

当中間会計期間（平成30年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	714,332	714,332	—
(2) 未収委託者報酬	581,481	581,481	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	872,429	872,429	—
資産計	2,168,243	2,168,243	—
未払金	422,430	422,430	—
負債計	422,430	422,430	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関係会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難

であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分		中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	872,429	996,700	△124,270
	小計	872,429	996,700	△124,270
合計		872,429	996,700	△124,270

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型)	430,981

SBI小型成長株ファンド ジェイクル	197,498
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ	192,694

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	51,444円91銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,882,883
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,882,883
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	36,600

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	6,106円96銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	223,514
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	223,514
普通株式の期中平均株式数(株)	36,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

本間洋一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石倉毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象に含まれておりません。

公開日 平成31年 1月16日
作成基準日 平成30年12月10日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
お問い合わせ先 コンプライアンス・オフィサー